

食事提供体制加算の取り扱いについて

食事提供体制加算について、算定要件を満たさない請求がありました。算定要件を再度ご確認ください。

※介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書にて、算定要件を満たしているか確認するため、外部に委託している場合は、**毎年度**業務委託契約書等をご提出ください。

1 算定要件について

原則として、当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものです。施設外で調理されたものを提供する場合は、以下の方法によるものに限ります。

提供方法	調理方法	保存方法
クックチル	食材を加熱調理後、冷水又は冷風により急速冷却(90分以内に中心温度 3°C以下まで冷却)を行い、冷蔵(3°C以下)により運搬、保管し、提供時に再加熱(中心温度 75°C以上で 1 分間以上)して提供することを前提とした調理方法。	中心温度 3°C以下で保存。
クックフリーズ	食材を加熱調理後、急速に冷凍し、冷凍(マイナス 18°C以下)により運搬、保管のうえ、提供時に再加熱して提供することを前提とした調理方法。	中心温度マイナス 18°C以下の均一な温度で保存。なお、運搬途中における 3°C以内の変動は差し支えない。
クックサーブ	食材を加熱調理後、 <u>冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供する</u> ことを前提とした調理方法。	中心温度が 65°C以上に保たれている。 常温での保存が可能な食品については、製造者はあらかじめ保存すべき温度を定め、その温度で保存すること。
真空調理(真空パック)	食材を真空包装のうえ低温にて加熱調理後、急速に冷却又は冷凍して、冷蔵又は冷凍により運搬、保管し、提供時に再加熱して提供することを前提とした調理方法	

資料 5 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 8 年 3 月 19 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

2 算定のポイント

(1) 施設外で調理されたものを提供し加算を算定できる場合

クックチル・クックフリーズ・真空調理（真空パック）・クックサーブ での提供に限られます。

さらに、運搬手段等についても衛生上適切な措置がなされていることが必要です。

(2) 上記の提供方法において、適切な方法で保存されているかどうかも算定可否の指標になります。

※運搬時や施設での保存方法において、適切な温度管理（例：温度設定が可能な保温器の利用・冷凍庫での管理等）が行われている必要があります。

(3) 令和 6 年度報酬改定により要件が追加された部分

①年に 1 回以上、管理栄養士又は栄養士が献立の作成や確認に携わる必要があります。

⇒ 携わったことがわかるように記録を残してください。

②摂食量の記録が必要です。（目視や自己申告等による方法も可能）

⇒ 食事を提供した日付、摂取量等（完食、全体の 1/2 など）を記録してください。

③体重又は BMI をおおむね 6 月に 1 回記録する必要があります。

⇒ おおむねの身長が分かっている場合には、必ず BMI の記録を行ってください。

※身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない、または身長が不明な利用者については、体重のみの記録で要件を満たすものとします。

3 算定要件を満たさない例

○クックサーブとして提供していたが、クックサーブの基準温度（例：中心温度が 65℃以上）を満たさない形態で運搬・保管し、利用者に提供する場合。

○出前や仕出し弁当等による食事を温めなおして提供を行う場合や、主食・汁物のみを施設内で調理し、主菜や副菜は給食業者が調理したものを提供する場合。

○外食行事で外食した場合など、事業所が食事を提供していない場合。

○事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していない場合。

○利用者ごとの摂食量を記録していない場合。

○利用者ごとの体重又は BMI をおおむね 6 月に 1 回記録していない場合。

4 参考

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・ 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 5 （令和 6 年 8 月 29 日）
- ・ 保護施設等における調理業務の委託について（昭和 62 年 3 月 9 日）